#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# 委員からのご意見

○「河畔林」も記載すべき

### ご意見に対する考え方

OP2-3の記述を「河川環境の整備と保全に関する目標は、瀬や淵、河畔林、広い砂礫の河原、河口部の砂州や湿地状の環境等による多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生、水質の改善及び流域の人々に親しまれる川づくりを行うこととする。」と修正しました。

### (原案)への反映箇所

■第2章第3節第3項 河川環境の整備と保全の目標(P2-3)

河川環境の整備と保全に関する目標は、瀬や淵、<u>河畔林、</u>広い砂礫の河原、河口部の砂州や湿地状の環境等による多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生、水質の改善及び流域の人々に親しまれる川づくりを行うこととする。

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# 委員からのご意見

○「再生」「とともに具体的な事業実施の際には、詳しい事前調査を実施し、専門家等の意見を聞いて影響の緩和等に努める。」 を追加すべき

# ご意見に対する考え方

〇P3-7の記述を「このため、大井川水系河川環境管理基本計画における自然利用ゾーンや整備ゾーン等を踏まえ、必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関等と調整・連携し、バランスの取れた自然環境の保全・再生と河川空間の適正な利用を図る。」と修正しました。

#### (原案)への反映箇所

■第3章第1節第3項 河川環境の整備と保全に関する事項(P3-7)

このため、大井川水系河川環境管理基本計画における自然利用ゾーンや整備ゾーン等を踏まえ、<u>必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、</u>地域住民や関係機関等と調整・連携し、バランスの取れた自然環境の保全<u>・再生</u>と河川空間の適正な利用を図る。

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# 委員からのご意見

〇「アユやシロウオ等の産卵場、河口沿岸 はアユカケの産卵場となっていることから、 それらの保全に努める。」に訂正すべき。

# ご意見に対する考え方

OP3-8の記述を「河口部は、アユをはじめとする回遊性魚類の遡上経路となっており、貴重なミミズハゼ類も生息しており、さらに河口付近を含む瀬はアユやシロウオ等の産卵場となっており、河口沿岸はアユカケの産卵場となっていることから、それらの保全に努める。」と修正しました。

#### (原案)への反映箇所

■第3章第1節第3項1(2) 動植物の生息・生育地の保全・再生(P3-8)

河口部は、アユをはじめとする回遊性魚類の遡上経路となっており、貴重なミミズハゼ類も生息しており、さらに河口付近を含む瀬はアユや <del>アユカケ等</del> <u>シロウオ等の産卵場となっており、河口沿岸はアユカケの産卵場となっていることから、それらの保全に努める。</u>

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# 委員からのご意見

〇景観は、植生やその他の生物抜きでは実在しないので、河畔林などの保全・整備なども大切である

### ご意見に対する考え方

OP3-8の記述に「また、水辺景観として水際の形状の変化や河畔林等、治水上に配慮しつつ良好な景観の維持・形成に努める。」を追記しました。

### (原案)への反映箇所

■第3章第1節第3項1(3) 良好な景観の維持・形成(P3-8)

大井川は東海道の歴史と文化を軸に観光と地域住民の憩いの場として利用されている。特に、砂礫河原の景観を背景に高水敷の整備が進められ、その上の公園等の利用がなされており、治水上に配慮しつつそれらを保全していく。

また、水辺景観として水際の形状の変化や河畔林等、治水上に配慮しつつ良好な景観の維持・形成に努める。

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

### 行政からのご意見

○多目的河川敷道路を延伸してほしい。

# ご意見に対する考え方

OP3-6の記述に「必要に応じて堤防天端等に設けた管理用通路の機能を強化し」を追記しました。

#### (原案)への反映箇所

■第3章第1節第1項3(2) 広域防災ネットワークの構築(P3-6)

洪水や高潮、地震による被災時の復旧・復興に要する期間を極力短くするため、<u>必</u> 要に応じて堤防天端等に設けた管理用通路の機能を強化し、沿川自治体と調整・連携を図りなが ら多目的河川敷道路、高規格幹線道路等を含めた広域防災ネットワークの構築を図る。

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

■第1章第2節第4項 土砂管理の現状と課題(P1-14)

平成14年(2002)3月に完成した長島ダムでは、<del>ほぼ計画で見込んだ進度で貯水池への堆砂が進んでいる。</del>試験湛水後と平成16年に大きな出水があり、平成21年(2009)時点での計画堆砂量に対する堆砂量の割合が約21%となっている。

■第1章第2節第5項 河川維持管理の現状と課題(P1-15)

危機管理対策として、洪水等による被害の防止及び軽減を図るため、「安倍川・大井川洪水 予報連絡会」や「水防連絡会」等により関係機関と調整・連携し、情報伝達体制を構築するとと もに、重要水防箇所の合同巡視の実施、水防資材の備蓄状況の把握、地方公共団体による 洪水ハザードマップ作成の支援を行うこと等が必要である。また、河川・ダムの雨量・水位情報 等は、洪水時等において迅速かつ的確に関係機関と共有し、流域住民にわかりやすく提供す ることが必要である。

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

■第2章第1節 整備計画対象区間(P2-1)

本計画の対象区間は、大臣管理区間<del>とする、</del>並びに本計画の目標達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。

#### 大臣管理区間(ダム)

ダム名	河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)	
長島ダム区間	大井川	大井川98.6km地点 左岸 静岡県榛原郡川根本町梅地 字金ブダ537番の1の4地先 右岸 静岡県静岡市葵区井川字閑 蔵2260番の1地先	<del>大井川82.8km地点</del> 左岸 静岡県榛原郡川根本町梅 地字市代2番の3地先 右岸 静岡県榛原郡川根本町奥 泉字ヲク沢戸山1番の3地先	15.8	
	関ノ沢川	-1.0km 左岸 静岡県静岡市葵区井川字下 関の沢2082番の8地先 右岸 静岡県榛原郡川根本町犬間 字壱枚惣札15番の4地先	大井川合流点	1.0	
合 計					

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

■第2章第3節第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標(P2-3)

特に、牛尾山付近の狭窄部ではその下流と比較して流下能力が低く、洪水による災害の危険性が高い地区が存在することから、所要の流下能力の確保を図る。また、牛尾地区の改修とあわせて<del>下流部においては</del>上流から中流部にかけて、洪水時の乱流により河床洗堀や河岸侵食が多く発生している経緯も踏まえ、堤防の安全性の確保を図る。

■第2章第3節第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 (P2-3)

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標は、水利用実態を考慮し、 景観や動植物の生息・生育等、水環境の保全・再生に向け、関係機関と調整・連携して、河川 水の適正な利用を図り、水利用の合理化を推進する <del>ことにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めるものとする。とともに、ダム管理者と連携を図り、既存施 設の有効利用に向けた検討を行う。これにより、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の一部を回復するように努める。</del>

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

■第3章第1節第2項2 流水の正常な機能の維持(P3-7)

流水の正常な機能を維持するため、水利権の更新時における適正な見直し等、水利秩序に配慮しつつ、関係機関と調整・協議し、水利用の合理化を進める。推進するとともに、ダム管理者と連携を図り、既存施設の有効利用に向けた検討を行う。これにより流水の正常な機能のを維持するために必要な流量の一部を回復するように努める。

■第3章第1節第4項2 ダム領域での取り組み(P3-9)

長島ダムにおいて<del>は、平成19年(2007)時点で貯水池への堆砂が計画堆砂量に対して19%とはぼ計画で見込んだ状況となっている。が、洪水の発生状況によっては一気に進行する恐れがある。このため</del>、貯水池の堆積土砂を計画的に掘削・浚渫して貯水池機能の保全を図るとともに、ダム下流へ運搬して下流への土砂供給を促進する。土砂供給に際しては、関係機関との調整・連携に努め、下流河川の状況や長島ダム下流に位置するダム(えん堤含む)への影響も考慮した計画・検討を行う。

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

■第3章第1節第4項3 河川領域での取り組み(P3-9)

流下能力の確保とともに、河床洗堀や河岸侵食の抑制、海岸侵食の抑制に向けて、上流から供給される土砂の下流・海岸への移送を促進するため、牛尾山の開削や河道掘削、河口砂州のフラッシュを考慮した掘削等、土砂移動の連続性を高める河道整備を行う。また、土砂が堆積しやすい箇所については、樹木伐開、維持掘削等の措置を行う。取り組みに際しては、必要に応じ関係機関との調整・連絡連携に努める。

#### ■第3章第2節第1項3(1) 河床•河岸の維持管理(P3-12)

河道形状の変化を把握するためとともに、定期的な縦横断測量等を行うとともに行い、洪水等により河道内に堆積した土砂が洪水の流下等に支障となる場合には、や零筋の変化や深掘れの進行など洪水の作用により、堤防等の河川管理施設の破損・破壊が想定される場合には、瀬や淵、動植物の生息・生育等、河川環境にも配慮した上で河道掘削や施設機能の維持等適切な措置を講じる。

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

- ■第3章第2節第1項2 樋門等の維持管理(P3-12)
  - 平成22年2月15日島田市の町の新設事業による住所変更

維持管理(主な管理施設)に係る施行の場所

種別			維持管理の場所維持管理内		維持管理内容
樋管	大井川	左岸	焼津市中島	3. 2k付近	西島排水樋管
			島田市旭	11.8k付近	下島排水樋管
		右岸	島田市金谷 <u>二軒家</u>	15. 0k付近	新地樋管
			島田市横岡 <mark>神田</mark> 新田	20. 4k付近	横岡排水樋管
			島田市横岡	20. 8k付近	横岡第二樋管 (横岡樋管下)
			島田市横岡	20. 8k付近	横岡第一樋管 (横岡樋管上)
	<b>樋</b> 管			計 6箇所	
陸閘	大井川	右岸	島田市牛尾	<del>18. 2</del> 18. 4k付近	牛尾陸閘 控堤
	陸閘			計 1箇所	

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

- ■第3章第2節第1項3(2) 樹木の維持管理(P3-13)
  - 平成22年2月15日島田市の町の新設事業による住所変更

#### 維持管理(樹木伐開)に係る施行の場所

河川名		施行の場所		
		焼津市飯淵	0. 0k~1. 0k付近	
		焼津市飯淵	2. 0k~2. 2k付近	
		焼津市西島	3.8k~4.0k付近	
	左岸	焼津市相川	5. 2k~5. 8k付近	
		島田市細島	9. 4k~9. 6k付近	
		島田市横井	13. 4k~13. 8k付近	
大井川		島田市神座	19. 4k~22. 6k付近	
		吉田町川尻	1. 0k~1. 2k付近	
	右岸	吉田町大幡	4. 6k~5. 0k付近	
		島田市大柳	8. 8k付近	
	H / T	島田市金谷 <u>二軒家</u>	14.8k~15.0k付近	
		島田市金谷 <u>二軒家</u> ~ 島田市金谷河原	15. 2k~16. 2k付近	

#### 大井川水系河川整備計画(原案)への反映

# (素案)からの変更箇所

■第3章第2節第2項1(1) 適正な流水管理や水利用(P3-16)

大井川における河川の適正な流水管理や水利用の現状と課題を踏まえ、河川環境の保全 や適切で効率的な取水が行われるように、日頃から関係機関及び水利使用者と情報 交換の 共有に努める。

■第3章第2節第2項1(2) 渇水時の対応(P3-16)

渇水時の節水や水利用調整が円滑に進められるよう、関係機関及び地域住民に対し雨量、流量、ダム貯水量等の積極的な情報提供を行う。大井川の畑薙第一ダムや井川ダム、長島ダムの貯水量の低減、或いは河川流量が低減するなどして、渇水対策が必要になる恐れのある場合には、「大井川水利調整協議会」を開催し通じて水利調整を図る。また、水を大切にする「節水型の地域づくり」に向け、水利使用者・地域住民へ節水に関する啓発活動を行い、関係機関や地域住民と一体となった取り組みを進める。